

多子世帯のお子さんの一時預かりや病児・病後児保育などの費用を補助

第2子以降の未就学児を対象に、保育施設の一時的預かり保育、病児・病後児保育、幼稚園在園児の延長保育の費用を補助します。

事前に申請が必要です(年度1回)。4月から利用する場合は、3月1日～25日に申請して

ください。

◇補助額

*第2子⇨費用の半額

*第3子以降⇨費用の全額

※同一世帯で最年長の未就学児

を第1子とします。

☆詳しくは、子ども子育て地域支援担当へ。

保育施設への入所が保留となっている方へ 定期利用保育をご利用ください

保育施設への入所基準を満たして入所が保留となっている場合に、一定期間、下の表の施設でお子さんを保育します。利用料は問い合わせてください。なお、3か月ごとに更新手続きが必要が必要です。

◇対象 市内在住で、次のすべてに該当する方

*利用開始月の1日に就労している

*日中に保育できる同居親族がいない

☆申し込みは、利用開始月の前月の15日(休日にあたる場合は

前開庁日)までに、市役所子ども子育て地域支援担当へ。



▼定期利用保育施設

	なしのき保育園	昭和郷第二保育園
所在地	上川原町1丁目	中神町1260
電話番号	543-6670	541-5983
日時	平日の午前8時30分～午後5時	月～土曜日(祝日を除く/週5日まで)の午前8時～午後6時
定員	満1～2歳児=3人	満10か月～2歳児=5人

「資源・ごみの収集カレンダー」を配布

4月18日(月)から
収集日・分別方法を一部変更します

資源・ごみの収集日を掲載したカレンダー(令和4年度版)を3月14日～19日に各家庭や事業所に配布します。届かない場合は、連絡してください。市の主な施設でも配布します。

また、視覚障害のある方などのために、「資源・ごみの収集カレンダー」を音訳したデジ版(CD)と、点字版を発行しています。デジ版を希望する方は清掃センターに、点字版を希望する方は社会福祉協議会 ☎544-0388に問い合わせてください。

☆詳しくは、清掃センター ☎541-1342へ。



収集日を変更(4月18日から)

次のとおり変更します。詳しくは、「資源・ごみの収集カレンダー」を確認してください。

- *プラスチック=毎週
- *不燃ごみ=毎週(資源と同日)
- *有害ごみ=毎週(プラスチックと同日/不燃ごみの収集日は不可)
- *雑誌・雑古紙=3週間に1回
- *新聞=3週間に1回
- *ダンボール・茶紙=3週間に1回
- *牛乳パック=3週間に1回(ダンボール・茶紙と同日)

☆詳しくは、清掃センター ☎541-1342へ。



資源・ごみの分別にご協力ください!

アッキー

充電式小型家電の出し方を変更(4月18日から)

◎電池が取り外せない場合

- *大きさが30cmまで=有害ごみと明記した透明または半透明の袋に入れて、有害ごみの収集に
- *大きさが30cm以上=不燃ごみの収集に(指定収集袋に入らない場合は粗大ごみ)

◎電池が取り外せる場合

- *本体=不燃ごみの収集に(指定収集袋に入らない場合は粗大ごみ)
 - *電池=下の写真のように絶縁処理をし、有害ごみと明記した透明または半透明の袋に入れて、有害ごみの収集に
- ☆詳しくは、リサイクル係(環境コミュニケーションセンター内) ☎546-5300へ。



電極にビニールテープを貼るなどの絶縁処理を。発火するおそれがあるので、他のごみに混ぜないで!